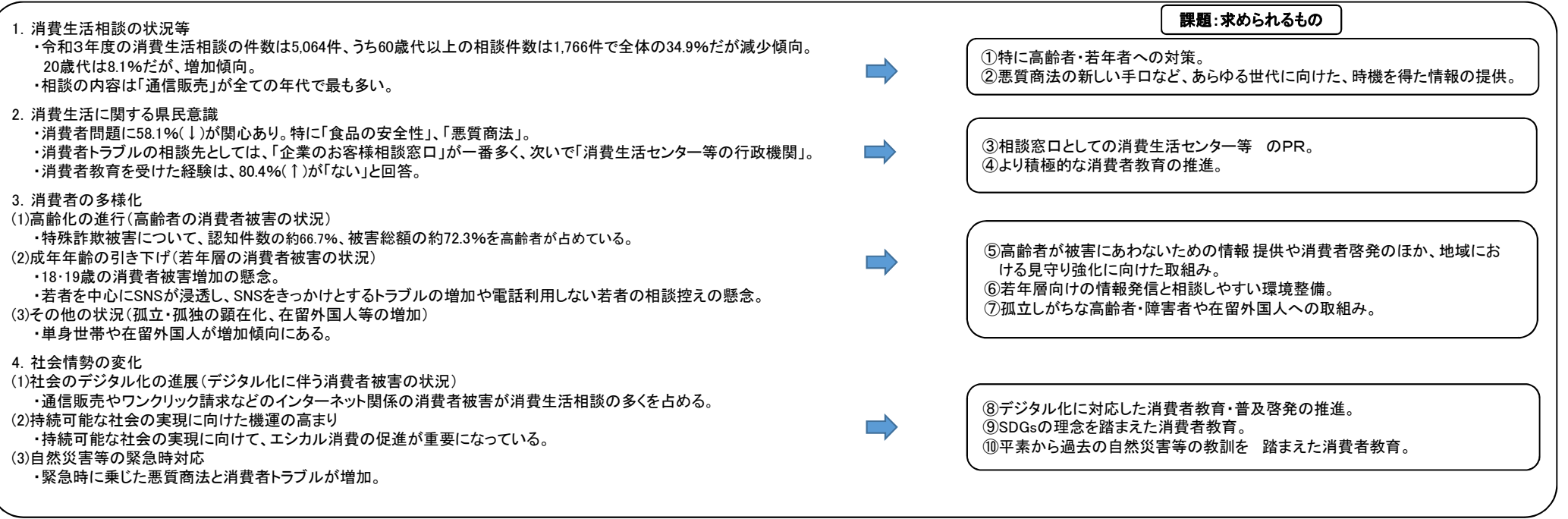


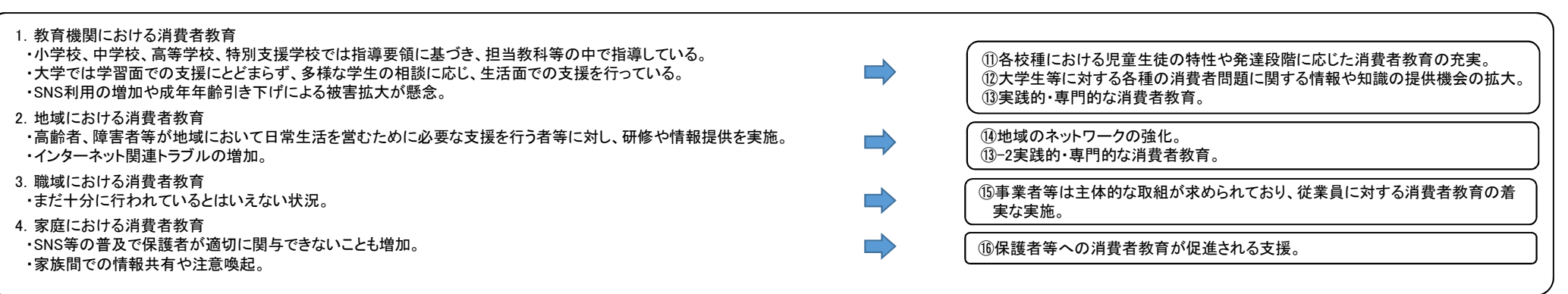
第1 計画の基本的考え方

<p><b>計画策定の趣旨</b></p>	<p>現計画が終期を迎えることから、社会経済情勢が急激に変化してきていること等を踏まえ、新たな課題に対応するため、現計画を改定する。</p>	<p><b>計画の位置付け</b></p>	<p>消費者教育推進法第10条に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する計画</p>	<p><b>計画の期間</b></p>	<p>5年間 (令和5年度～9年度) 必要に応じて見直し</p>
-----------------------	--	-----------------------	---	---------------------	--

第2 消費者を取り巻く現状と課題



第3 消費者教育の現状と課題



第2・第3の現状と課題を受けて

## 第2 消費者を取り巻く現状と課題

### 1. 消費生活相談の状況等

- ①特に高齢者・若年者への対策。
- ②悪質商法の新しい手法など、あらゆる世代に向けた、時機を得た情報の提供。

### 2. 消費生活に関する県民意識

- ③相談窓口としての消費生活センター等のPR。
- ④より積極的な消費者教育の推進。

### 3. 消費者の多様化

#### (1)高齢化の進行(高齢者の消費者被害の状況)

- ⑤高齢者が被害にあわないための情報提供や消費者啓発のほか、地域における見守り強化に向けた取組み。

#### (2)成年年齢の引き下げ

- ⑥若年層向けの情報発信と相談しやすい環境整備。

#### (3)その他の状況

- ⑦孤立しがちな高齢者・障害者や在留外国人への取組み。

### 4. 社会情勢の変化

#### (1)社会のデジタル化の進展

- ⑧デジタル化に対応した消費者教育・普及啓発の推進。

#### (2)持続可能な社会の実現に向けた機運の高まり

- ⑨SDGsの理念を踏まえた消費者教育。

#### (3)自然災害等の緊急時対応

- ⑩平素から過去の自然災害等の教訓を踏まえた消費者教育。

## 第3 消費者教育の現状と課題

### 1. 教育機関における消費者教育

- ⑪各校種における児童生徒の特性や発達段階に応じた消費者教育の充実。
- ⑫大学生等に対する各種の消費者問題に関する情報や知識の提供機会の拡大。
- ⑬実践的・専門的な消費者教育。

### 2. 地域における消費者教育

- ⑭地域のネットワークの強化。
- ⑮2実践的・専門的な消費者教育。

### 3. 職域における消費者教育

- ⑯事業者等は主体的な取組が求められており、従業員に対する消費者教育の着実な実施。

### 4. 家庭における消費者教育

- ⑰保護者等への消費者教育が促進される支援。

## 第4 消費者教育の推進

### 1. 消費者教育推進の目指すもの

- ・「消費者教育推進法」、「国の基本的な方針」、「香川県教育大綱」を踏まえ、自立した消費者、「消費者市民社会」に積極的に参画する消費者の育成を目指す。

※ 以下において、左記①～⑱の課題のうち、括弧書き内に記載されている番号の課題に対する取組の方向性を記載している。

### 2. 消費者教育推進のための基本方針

- ・5つの柱を軸に消費者教育の推進に取り組む。
- ・施策展開に当たっては、全てに共通する課題として、社会情勢の変化(デジタル化の進展、エンカール消費、緊急時対応)を踏まえた実践的・専門的な消費者教育をより積極的に推進していく。(④⑧⑨⑩⑬)

### 3. 消費者教育推進のための施策の展開

#### 【1】消費者の自立を支援するため、県民の誰もが、生涯を通じ、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供

##### (1)学校等

- ア 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(①⑥⑪)
  - ・学校では、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階等に合わせ、消費者教育を実施する。
  - ・県では、成年年齢引き下げをはじめとする環境の変化を踏まえた取組みを実施する。
- イ 大学、専門学校等(①⑥⑫)
  - ・大学生等に対して、成年年齢の引き下げの影響も踏まえ、各種の消費者問題に関する消費者教育を実施する。
  - ・大学等と連携して、自立した消費者を育成する観点を持った授業が行われるよう取り組む。

##### (2)地域社会

- ア 地域の社会福祉に関わる主体等に対する消費者教育(①⑤⑦⑱)
  - ・地域で孤立しがちな高齢者や障害者等が消費者被害にあわないよう見守り活動を実施することで、安心して生活できる地域を築くことができる消費者教育を実施する。
- イ 社会教育施設等における消費者教育(①⑦⑱)
  - ・社会教育施設等は、地域が抱える様々な課題に対応するための学習拠点としての役割を果たしており、新たな地域社会のつながり等に結び付く活動が生まれるよう積極的に消費者教育のために講師を派遣する。
- ウ 職域における消費者教育(⑱)
  - ・事業者等が従業員に対する消費者教育を実施するよう働きかけるとともに、講師を派遣するなど積極的に支援する。
- エ 家庭における消費者教育(⑱)
  - ・家庭での消費者教育の推進に取り組むとともに、高齢者の消費者被害防止のために家族間での注意喚起のための情報提供・啓発を実施する。
- オ その他
  - ・消費生活相談員等の資格取得を支援するため、「消費生活に関する資格取得応援講座」を実施する。

#### 【2】自立した消費者を育成する役割を担う教職員等に、消費者教育の研修を実施し、情報を提供

- (1)小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員(①⑥⑪)
  - ・自立した消費者としての児童・生徒を育成するため、教職員を対象として、成年年齢の引き下げなども踏まえた消費者教育の研修を実施する。
- (2)大学、専門学校等の教職員(①⑥⑫)
  - ・学生の消費者問題についての相談に対応するとともに、大学等の教職員の啓発・研修のため、講師派遣等を実施する。

#### 【3】自らの力で消費者被害を防ぐことが困難な高齢者や障害者などを支援する民生委員や、介護事業所等で働く介護従事者等に、消費者教育の研修を実施し、情報を提供

- (1)民生委員の研修(①⑤⑦⑱)
  - ・地域における高齢者や障害者に対する消費者教育の中核となる民生委員に対して消費者教育を実施する。
- (2)事業所で介護等に従事する職員の研修(①⑤⑦⑱)
  - ・事業所等で介護等に従事する職員等に対して消費者教育を実施するとともに、消費者被害に関する情報等を提供する。

#### 【4】市町、地域包括支援センター、消費者団体など多様な主体と連携して、消費者教育を推進(①～⑱全て)

- (1)市町との連携
  - ・住民にとって最も身近である市町と消費者行政に関する情報を共有し、広く周知啓発を行う。
- (2)市町地域包括支援センター等の福祉部門との連携
  - ・高齢者の総合相談窓口である市町地域包括支援センターと消費者行政に関する情報を共有し、広く周知啓発を依頼し、同センターが実施する研修に講師を派遣する。
- (3)消費者団体等との連携
  - ・消費者団体等の取組に関する情報を共有し、その活動を支援する。
- (4)教育委員会、健康福祉部局、警察との連携
  - ・効果的な消費者教育を推進するため、各機関と定期的に消費者教育に関する情報共有や意見交換を行う。
- (5)専門家・関係機関等との連携(弁護士会等)
  - ・専門的な知識を必要とする相談や消費者教育のほか、在留外国人の消費者問題に対応するため、弁護士会等の関係団体と連携する。

#### 【5】消費生活センターの拠点化等と、消費生活コーディネーターなど人材の育成を推進

- (1)県消費生活センターの拠点化(②③⑥)
  - ・消費者相談業務等を通じて消費生活に関する情報を蓄積するなどした県消費生活センターを消費者教育の連携を進める拠点と位置付ける。
  - ・より一層の機能充実を図りながら、対象者の年齢層を踏まえた効果的な手法により適時・的確な情報を提供する。
  - ・若者が相談しやすい環境整備に向け、国の動きに合わせて消費生活相談のデジタル化を進めるほか、すぐに相談できるよう同センター等を広く周知する。
- (2)消費生活コーディネーターなどの人材養成
  - ・消費生活コーディネーターの育成等を図る。

## 第5 計画の推進体制等

### 1. 推進体制

- ・国をはじめ、市町、関係団体と連携、情報共有を行いながら、施策を実施。
- ・「香川県消費生活審議会」の意見を聞きながら計画の修正等を行う。

### 2. 計画の進行管理・評価

- ・毎年度、施策の具体的な取組状況について、「香川県消費生活審議会」に報告し、検証及び評価を行う。